

# 告 示

埼玉県監査委員告示第六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項、第二項及び第四項の規定に基づき監査を執行したので、同条第九項の規定に基づく監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成二十二年七月二十七日

埼玉県監査委員 根 岸 和 夫

埼玉県監査委員 米 田 正 巳

埼玉県監査委員 神 山 佐 市

埼玉県監査委員 鈴 木 義 弘

## 1 監査結果

### (1) 監査の対象事務

平成20年度・平成21年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行

### (2) 監査の対象機関 138機関

所管部局	監 査 対 象 機 関
企画財政部	東京事務所、利根地域振興センター、北部地域振興センター、秩父地域振興センター
総務部	県営競技事務所、浦和県税事務所、川口県税事務所、大宮県税事務所、上尾県税事務所、朝霞県税事務所、川越県税事務所、所沢県税事務所、飯能県税事務所、東松山県税事務所、秩父県税事務所、本庄県税事務所、熊谷県税事務所、行田県税事務所、春日部県税事務所、越谷県税事務所、自動車税事務所、自動車税事務所熊谷支所、自動車税事務所所沢支所、自動車税事務所春日部支所
保健医療部	北足立福祉保健総合センター、入間西福祉保健総合センター、大里福祉保健総合センター、埼玉南福祉保健総合センター、朝霞保健所、鴻巣保健所、坂戸保健所、熊谷保健所、春日部保健所、越谷保健所、県立大学、動物指導センター、動物指導センター南支所、食肉衛生検査センター、食肉衛生検査センター北部支所
産業労働部	産業技術総合センター北部研究所
農林部	川越農林振興センター、加須農林振興センター、春日部農林振興センター、農業大学校、花と緑の振興センター
県土整備部	朝霞県土整備事務所、越谷県土整備事務所、総合技術センター、西関東連絡道路建設事務所、総合治水事務所
都市整備部	伊奈新都市建設事務所、八潮新都市建設事務所、越谷建築安全センター
教育局	南部教育事務所、西部教育事務所、北部教育事務所、北部教育事務所秩父支所、東部教育事務所、総合教育センター、総合教育センター深谷支所、総合教育センター江南支所、スポーツ研修センター、浦和図書館、熊谷図書館、久喜図書館、歴史と民俗の博物館、さきたま史跡の博物館、嵐山史跡の博物館、近代美術館、自然の博物館、文書館、加須げんきプラザ、小川げんきプラザ、神川げんきプラザ、岩槻高校、浦和工業高校、浦和商業高校、浦和東高校、大井高校、大宮工業高校、大宮光陵高校、大宮中央高校、越生高校、鴻巣女子高校、越谷北高校、越谷西高校、越谷東高校、越谷南高校、坂戸高校、幸手商業高校、狭山清陵高校、菖蒲高校、庄和高校、誠和福祉高校、所沢北高校、南稜高校、羽生高校、富

	土見高校、三郷高校、吉川高校、与野高校、和光国際高校、蕨高校、上尾特別支援学校、岩槻特別支援学校、浦和特別支援学校、大宮北特別支援学校、特別支援学校大宮ろう学園、春日部特別支援学校、川口特別支援学校、川島ひばりが丘特別支援学校、行田特別支援学校、久喜特別支援学校、熊谷特別支援学校、特別支援学校坂戸ろう学園、特別支援学校塙保己一学園、特別支援学校羽生ふじ高等学園、東松山特別支援学校、日高特別支援学校、宮代特別支援学校、和光特別支援学校
警察本部	浦和警察署、浦和東警察署、大宮西警察署、蕨警察署、川口警察署、武南警察署、朝霞警察署、草加警察署、鴻巣警察署、東入間警察署、深谷警察署、行田警察署、越谷警察署、久喜警察署、幸手警察署、杉戸警察署、吉川警察署

## 備 考

平成22年4月1日付け組織改正等

改正前		改正後	
部 局	機 関	部 局	機 関
保健医療部	福祉保健総合センター（4所）	保健医療部	廃止
	越谷保健所		廃止
	県立大学		廃止
都市整備部	伊奈新都市建設事務所	都市整備部	廃止
教育局	菖蒲高校	教育局	閉校

### (3) 監査実施日

平成21年11月30日～平成22年3月31日

### (4) 監査の実施方針

事務の執行について、正確性、合規性はもとより、最少の経費で最大の効果をあげているかという経済性、効率性及び有効性の観点から検証した。

### (5) 監査の結果

#### ア 指摘事項

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行（以下「事務事業の執行等」という。）が、次の各号のいずれかに該当すると認められるもの。

ア) 事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正や今後の改善が必要と認められるもの。

イ) 事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため抜本的な改善が必要と認められるもの。

イ 注意事項

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの。

ア) 事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事務の是正や今後の改善が必要と認められるもの。

イ) 事務事業の執行等において、その効果が不十分なため一層の改善、工夫が必要と認められるもの。

監査において指摘事項又は注意事項として認められたものは、次のとおりであった。

ア 指摘事項

機関・職制名		監査の結果
教育局	自然の博物館	<p>次の業務委託契約において、指名競争入札としながら「競争入札参加資格者名簿」に登載されていない業者を指名したことは、不適切であった。</p> <p>1 第2・第3・特別収蔵庫燻蒸業務委託契約            (1)平成20年度 (1,417,500円)            (2)平成21年度 (1,438,500円)</p> <p>2 特別天然記念物カモシカ食害対策事業(特別調査)業務委託契約            (1)平成20年度 (2,272,810円)            (2)平成21年度 (2,258,457円)</p>

イ 注意事項

機関・職制名		監査の結果
総務部	浦和県税事務所	<p>動産を差し押さえた場合には、差押動産・有価証券出納簿に記載することとなっている。平成20年度に差押動産の紛失事故が発生したことを受けて、税務局長名で各県税事務所長あてに通知を出し、管理の徹底を図ったにも関わらず、21年度の差押動産・有価証券出納簿に記載しなかったことは、不適切であった。</p>
総務部	自動車税事務所	<p>証紙売払い代金の納入について、金額を記入していない納入通知書に公印を押印した上で、事前に証紙購入者に交</p>

		<p>付していた。</p> <p>このことは、平成19年度、20年度の監査において、適正執行するよう現場指導をしていたが、21年12月の職員予備監査時点でも是正されていなかったことは、不適切であった。</p>
農林部	川越農林振興センター	<p>平成 21 年 1 月に指名競争入札により発注した工事について、再度の入札に付しても落札者がなかった。このため、2 月に設計内容を変更した上で、2 件の工事に分割し、再度の入札に付し落札者がないことを理由に随意契約によって契約を締結した。</p> <p>しかし、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 2 項では、再度の入札に付し落札者がなく随意契約とする場合は、「契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない」と規定されている。設計変更した 2 件の工事については、競争入札に付すべきであり、随意契約により締結したことは不適切であった。</p> <p>20 伊佐沼第 102 号樋管工事(9,100 千円) 20 伊佐沼第 103 号浚渫工事(6,240 千円)</p>
教育局	嵐山史跡の博物館	<p>平成 21 年度の展示設備等保守点検業務委託( 630 千円 ) について、次の点で不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 見積合わせのため徴取した見積書のうち 1 社分が、社印及び代表者印が押されておらず無効であったにもかかわらず、これを除外せずに見積合わせを実施した。</li> <li>2 予定価格調書において、税抜き価格の記載金額が誤っていた。</li> </ol>
教育局	熊谷図書館	<p>平成 20 年度の駐車場整備工事を工事請負( 需用費 945 千円 ) と碎石購入( 210 千円 ) に分割して発注した。</p> <p>工事請負と碎石購入を別契約とすべき理由はなく、契約を分けた結果、支出負担行為決議及び契約書が省略できる軽易な契約となった。</p> <p>この工事は、材料費を含めた一括発注とし、支出負担行為決議を得た上で契約書を作成すべきであり、分割したことは不適切であった。</p>
教育局	スポーツ	<p>昭和 63 年 6 月に取得した体力診断システム( 取得価格</p>

	研修センター	<p>11,500 千円、パソコン、自転車エルゴメーター、各種測定機器など)17 点のうち、パソコンなど 4 点を平成 14 年 3 月に廃棄した。しかし、他の 13 点は、15 年 7 月に廃棄したと考えられるが、不用決定等必要な手続を取らなかった。</p> <p>また、重要物品等カードに 14 年 3 月廃棄の記載がされていないかった。</p> <p>これら備品の管理において、必要な手続がなされていないことは、不適切であった。</p>
教育局	歴史と民俗の博物館	<p>販売のための図録等の在庫管理について、次の点で不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 図録等の販売の都度に物品売払い整理簿を記入していなかった。</li> <li>2 定期的な在庫確認及び物品売払い整理簿との照合を怠ったため、36 品中 14 品の在庫数が物品売払い整理簿の残数量と一致していなかった。</li> </ol>
教育局	大井高校	<p>平成21年度の体育施設開放事業で県民が利用した4件の体育館使用料(8,285円)について、納入催告などの適切な債権管理が行われていなかった。</p> <p>また、そのうちの2件(3,325円)は、埼玉県財務規則で定められている期限内に督促状が発行されていないことは、不適切であった。</p>
教育局	大宮工業高校	<p>おもいっきりスポーツ外部指導者サポート事業及びスポーツスペシャリスト外部指導者サポート事業では、外部指導者に対する報償費は実施月の翌月25日までに支払うこととされているが、両事業での支払について、次のとおり不適切な点があった。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 おもいっきりスポーツ外部指導者サポート事業 <p>平成20年度事業で、20年6月及び7月実施分の報償費をまとめて9月に、また、20年8月及び9月実施分をまとめて10月に支払っていた。</p> <p>また21年度事業で、21年6月から9月までの報償費4か月分をまとめて12月に支払っていた。</p> </li> <li>2 スポーツスペシャリスト外部指導者サポート事業 <p>21年度事業で、21年6月から10月までの報償費5か月分</p> </li> </ol>

		をまとめて12月に支払っていた。
教育局	所沢北高校	<p>平成 21 年 3 月に、生徒用椅子 200 脚 ( 458,850 円 ) 及び折りたたみ椅子 100 脚 (429,450 円 ) をそれぞれ見積合わせにより、納入事業者を選定して、購入を行った。</p> <p>2 件の契約は、同種の物品の購入であり、見積合わせ日及び納品日が近接していた。</p> <p>計画的な予算執行を心がけ、一括発注により予定価格調書を作成し、請書を徴するべきであった。</p>
教育局	与野高校	<p>平成 21 年 4 月の行政財産使用料(33,505 円)について、納入期限の翌日から起算して 40 日以内に督促状により督促すべきところ、納入期限後、3 か月以上経過してから督促状を発送していた。</p> <p>また、21 年 8 月の行政財産使用料(24,001 円)において、納入期限の翌日から起算して 40 日以上経過しながら、督促状を発行していなかった。</p> <p>これら行政財産使用料の債権管理において、必要な手続を行わなかったことは不適切であった。</p>
教育局	蕨高校	<p>平成 21 年 4 月に行政財産使用許可をした 6 件について、22 年 3 月まで使用料( 626,993 円 )の調定及び納入通知を行わなかったことは不適切であった。</p>
教育局	蕨高校	<p>平成 20 年度旧定時制職員室床修理 (260,400 円)に係る見積合わせに当たり、見積参加業者 3 者あてに依頼文書を送付した。</p> <p>しかし、3 者から提出された見積書は積算根拠が異なるものとなっていた。</p> <p>このため、同じ条件による見積合わせが行われないうまま、業者を選定していたことは不適切であった。</p>
教育局	特別支援学校坂戸ろう学園	<p>平成21年1月に厨房休憩室入口改修工事( 507,150円 )を実施した。</p> <p>この契約の予定価格は50万円以上であり、予定価格調書を作成すべきところ、作成していなかったことは不適切であった。</p>
警察本部	深谷警察署、吉川警察署	<p>平成 20 年度の深谷警察署及び 21 年度の吉川警察署の路側式道路標識補修工事 ( 単価契約 ) において、単価契約の工事内容に対する理解が不十分であったため、発注書に記載した工事内容と、施工を指示した工事内容が異なっていた。</p>

		施工しようとした工事と異なった発注書を作成したこと、及び発注書の内容と施工が異なっていたにもかかわらず履行確認を行ったことは、不適切であった。
--	--	---